

第 58 号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第 14 号を第 15 号とし、第 11 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表備考第 10 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同表備考第 11 号とし、同表備考第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1 月 1 日現在において所得割の税率が大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）第 18 条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1 月 1 日現在において大田区に住所を有していたものとして計算する。

付 則

この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方税法の改正を踏まえ、保育料算定の基準となる所得割の計算方法の特例を設けるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。